

倉吉市福祉のまちづくり推進事業 補助金手続きの流れ

手 続 き ※太枠内の書類をご提出ください。		提出書類	備考
①	交付申請 申請者が提出	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金等交付申請書 ・事業計画書(様式第1号) ・事業収支予算書(様式第2号) ・その他添付書類 (1)付近見取図 ※方位、道路及び目標となる地物を明示したもの (2)配置図 ※縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置を明示 (3)各階平面図 ※縮尺、方位、間取り、各室の用途、主要部分の位置と寸法を明示 (4)県条例に基づいて整備を行う部分の詳細図 (5)建築物移動等円滑化基準チェックリスト (6)補助事業の実施に係る費用の見積書の写し 	<p>【申請者が事業所の場合】 補助対象経費に仕入控除税額が含まれている場合はその金額を除いてください。</p> <p>※仕入控除税額とは… 経費に含まれる消費税及び地方消費税の金額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる金額と、地方税法の規定により地方消費税額を乗じて得た額との合計額</p>
	<p>交付決定が出てから事業に着手(契約・工事)してください!</p>		
②	交付決定 倉吉市から発行	・補助金交付決定通知書	申請から30日以内
③	事業着手 申請者が提出	<p>⚠ 交付決定→契約→着手届提出の順。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業等着手届 (「着手年月日」は契約日をご記入ください。) 	
④	<p>次の場合は変更承認申請が必要になります。 ①補助金の増額 ②補助金の2割を超える減額 ③実施場所の変更 ④構造の変更(設置する設備の機能に影響を及ぼすもの) ⑤補助事業の中止又は廃止</p>		
	変更承認申請 申請者が提出	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業等変更(中止・廃止)承認申請書 ・変更後の事業計画書(様式第1号) ・変更後の事業収支予算書(様式第2号) 	<ul style="list-style-type: none"> ・添付書類 変更の見積書の写し 変更後設計図書等
⑤	変更承認 倉吉市から発行	・補助事業等変更承認通知書	
⑥	事業完了 申請者が提出	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業等完了届 ・補助事業等実績報告書 ・事業報告書(様式第1号) ・事業収支決算書(様式第2号) ・その他添付書類 (7)補助事業の実施に係る請求書又は領収書の写し (8)契約書又は請書の写し (9)工事箇所の前・後の写真 	完了から20日以内
	<p>●年度内に事業が完了するようお願いします! ●工事が完了したら、検査に伺います。</p>		
⑦	完了検査 倉吉市から発行	<ul style="list-style-type: none"> ・検査結果について(通知) ・概算払いについて(通知) 	
⑧	請求 申請者が提出	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金等支払請求書 ・補助金等受入額調書 <p>※通帳のコピー等口座番号及び口座名義人カナの確認できるものを添付。</p>	
⑨	領収書提出 申請者が提出	(⑥事業完了時に領収書の写しを提出していない場合) ・領収書の写し	
⑩	補助金額の確定 倉吉市から発行	・額の確定について(通知)	受取りのみです。 特に手続きは必要ありません。

裏面の※ご注意※もご確認ください。

※ ご 注 意 ※

以下の内容をご確認ください。

ご対応いただけない場合は補助金を給付できない場合がありますので、ご注意ください

① **ご印鑑は、交付申請から補助金請求まで同一のものを使用してください（契約書等も含まれます）。**

② **市からの交付決定が出てから、契約の締結や工事を開始してください。**

交付決定前に着手した場合、補助の対象外となりますのでご注意ください。

⚠ 交付決定日→業者との契約日→事業着手日の順となります（同日でも可）。

⚠ 業者との契約日は、交付決定日以降となっているかご確認ください。

③ **工事**

実績報告時に工事箇所すべての工事前・後の写真の提出が必要です。

例：（前）和便器→（後）洋便器、（前）開き戸→（後）引き戸

（前）手すり設置前→（後）手すり設置後など

④ **契約書または請書の提出が必要です。**

実績報告時に提出が必要です。業者と交わした契約書または請書を保管し、コピーを提出いただきますようお願いいたします。

⑤ **申請年度内での工事完了をお願いします。**

補助事業は年度ごとに行いますので、原則、申請年度内（3月中）に完了するよう計画してください。

⑥ **工事の進捗管理をお願いします。**

改修工事は数日間で終了するものが多いと思いますが、「いつの間にか終わっていた…」とならないよう、着手から完了まで工事状況を把握していただきますよう、お願いします。



ご不明な点・変更等ありましたら、
悩まずご相談ください。

倉吉市 建築住宅課 建築指導係（本庁舎3F）
電 話：0858-22-8175 FAX：0858-22-8139